

学校における感染症治癒証明書の記入のお願い

学校保健安全法第19条の規定による学校における感染症は、感染の可能性がある場合、あるいは罹患している場合は、出席停止の措置をとることとなっています。

つきましては、本学学生の疾患名、出席停止期間、登校許可の証明をお願い申し上げます。

■学校において予防すべき感染症の種類（学校保健安全法施行規則18条）

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、バスタ、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、シフテリア、重症急呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザAウイルスH5N1であるものに限る）
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザH5N1を除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱（プール熱）、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

■出席停止の期間

- 1.第一種の感染症・・・完全に治癒するまで
- 2.第二種の感染症・・・下記の表のとおり。ただし、病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるときは、この限りでない。

インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するか、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで
麻疹	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発症した後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
新型コロナウイルス感染症	発症後、5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまで

- 3.第三種の感染症・・・病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

治 癒 証 明 書

学 籍 番 号 _____

氏 名 _____

病 名 _____

上記の学生は、学校における感染症のため

_____年_____月_____日から _____年_____月_____日まで療養中でしたが、

感染の恐れがないものと認め _____月 _____日から登校しても支障がないことを証明します。

年 月 日

医療機関名

住 所

TEL

医 師 _____ (印)